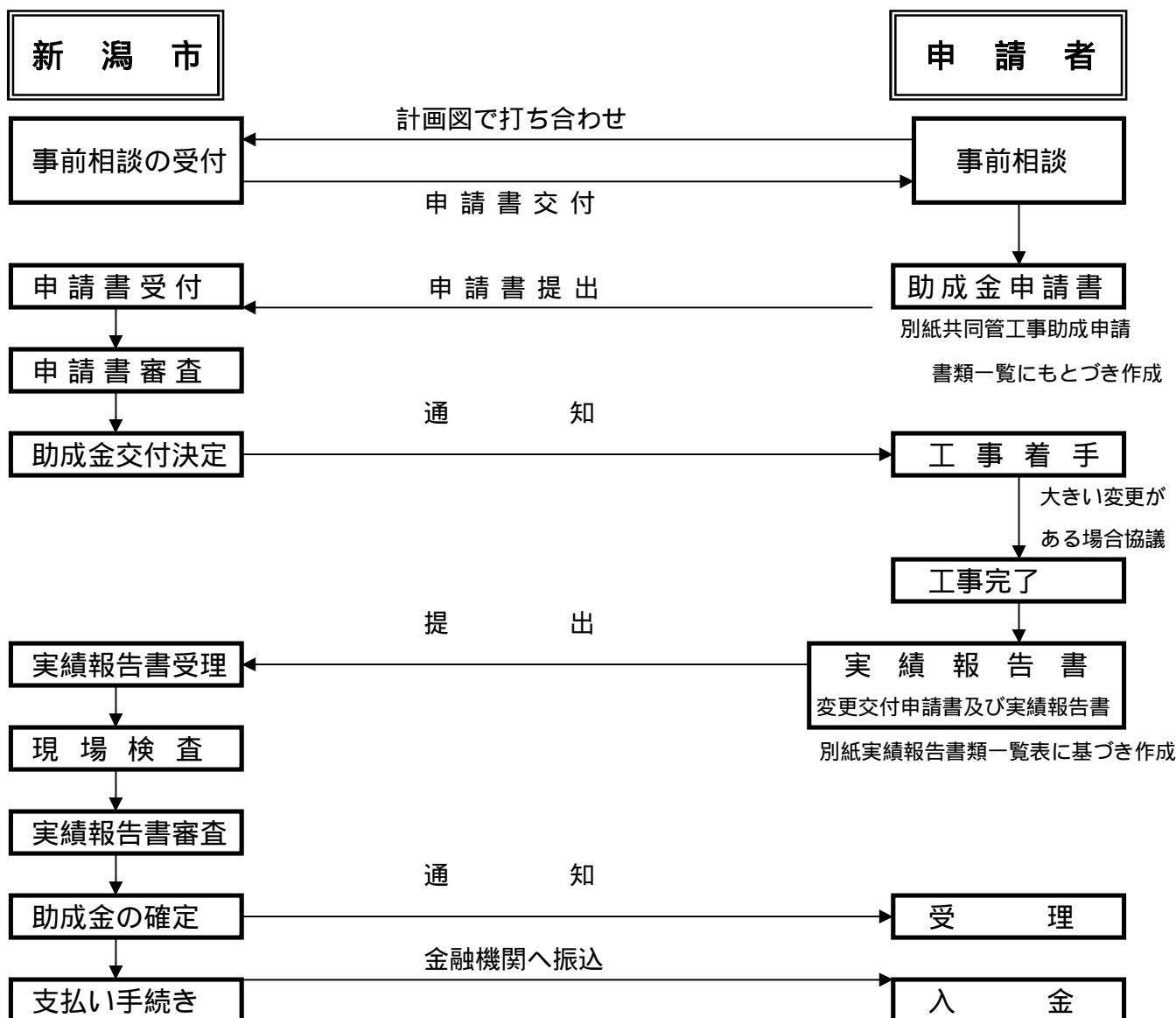


## 共同管工事助成のフロード



# 共同管工事助成内容

1, 2戸以上の家屋が協力して排水設備を設置する場合（補修も含む），共同で利用する部分の工事費（市長が別に定める助成基準工事費又は助成基準工事費に満たないときは当該工事に要する費用）の4/5を助成します。

2 , 貸家等については , 3戸以上で利用する排水設備を設置する場合 ( 補修は除く ) 共同で利用する部分の工事費 ( 市長が別に定める助成基準工事費又は助成基準工事費に満たないときは当該工事に要する費用 ) を , 処理開始日から 1 年以内に工事が完了する場合には  $3 / 4$  を , それ以降は ,  $2 / 3$  を助成します。

\* 市税、下水道事業受益者負担金、下水道使用料を滞納していないこと。

3. 法人の所有する建物は助成対象外ですが、戸数には含めることができます。